

# 住まいの場の確保について

## 今までの議論の整理と今後の検討の方向性（論点整理）【抜粋】

### 2) 地域生活を支える福祉サービス等の充実について

#### (住まいの場の確保について)

- 住まいの場については、精神障害者が地域生活を営むに当たり最も重要な基盤の1つであるが、病床調査の結果をみると、実際に退院した患者の約8割は退院後自宅（家族と同居又は単身で入院前と同じ住居）に居住している。一方で、病床調査では、退院後に自宅以外に居住するニーズがあることが明らかとなっており、自宅への退院が困難な患者の退院が遅れている可能性が示唆されている。このことを踏まえると、自宅以外の居住の場の確保のための方策を講ずることが必要となっている。
- このような観点から、グループホーム、ケアホームについて、公営住宅の活用促進や、その評価の見直しを含め、その設置を推進するための具体的方策について、検討を行うべきではないか。  
また、民間住宅の活用を推進するための具体的方策や、公的保証人制度の更なる普及のための方策についても検討を行ってはどうか。
- 住まいの場の選択肢の1つである公営住宅については、現在、精神障害者の単身入居が認められているとともに、公営住宅をグループホームとして活用することも可能となっているが、今後、精神障害者の優先枠設定による入居促進、グループホーム活用促進等、精神障害者の入居を促進するための取組について、国土交通省や、自治体においても住宅部局との連携を強化し、更なる強化を図るべきではないか。

# 居住系サービスについて

	グループホーム	ケアホーム	福祉ホーム
制度の位置づけ	訓練等給付	介護給付	地域生活支援事業
対象者	・就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であつて、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。	・生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であつて、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 ・障害程度区分が区分2(要介護1程度)以上である者。	・家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く)
サービス内容	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。	・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。	管理人の業務 ・施設の管理 ・利用者の日常生活に関する相談、助言 ・福祉事務所等関係機関との連絡、調整
期限	期限なし		
日中活動	就労、就労継続支援等	生活介護又は就労継続支援等	就労、就労継続支援等
利用者負担	・1割負担 ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担		・実施主体の判断による ・家賃、食材料費、光熱水費などの実費負担
居住環境	・居室は原則個室		
事業所数	3,289	2,433	380
総定員数	31,424人	27,211人	5,387人

※1 グループホーム及びケアホームの事業所数及び総定員数はH19. 10. 1現在(厚生労働省障害福祉課調べ)

※2 福祉ホームの事業所数及び総定員数はH18. 10. 1現在(平成18年度社会福祉施設等調査)による

(障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく施設の事業所数及び総定員数。)

# グループホーム(共同生活施設)

## 【利用者】

- 就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。

- ① 障害程度区分1又は障害程度区分に該当しない知的障害者又は精神障害者
- ② 障害程度区分2以上の知的障害者又は精神障害者であっても、利用者が特にグループホームの利用を希望する場合

## 【サービス内容等】

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 世話人  
→ 6:1以上又は10:1以上

(主な加算(1月につき))

## 【報酬単価】

- 171単位 (世話人の配置基準6:1以上の場合)
- 116単位 (世話人の配置基準10:1以上の場合)

+

- ・入院時支援特別加算: 561単位(入院期間が3日以上~7日未満)  
1122単位(入院期間が7日以上)  
→ 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服の準備など日常生活上の支援を行うとともに、退院後生活移行のため病院又は診療所との連絡調整を行った場合
- ・帰宅時支援加算: 187単位(帰宅期間が3日以上~7日未満)  
374単位(帰宅期間が7日以上)  
→ 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合

# ケアホーム(共同生活介護)

## 【利用者】

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。

障害程度区分2以上に該当する知的障害者及び精神障害者

## 【サービス内容等】

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施。
- 利用期間の制限なし。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

(主な加算)

## 【報酬単価】

- 444単位 (障害程度区分6の場合)
- 210単位 (障害程度区分2の場合)

(1月につき)

+

(1日につき)

- ・入院時支援特別加算: 561単位(入院期間が3日以上~7日未満)  
1122単位(入院期間が7日以上)  
→ 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服の準備など日常生活上の支援を行うとともに、退院後生活移行のため病院又は診療所との連絡調整を行った場合
- ・夜間支援体制加算: 97(区分5・6)、52(区分4)、24単位(区分2・3)  
→ 夜間、必要な職員を専任で配置する等夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合
- ・重度障害者支援加算: 26単位  
→ 区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象者が2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合

# 福祉ホーム事業について

## 福祉ホームとは

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。  
(法第5条第22項)

※地域生活支援事業として実施

## 福祉ホームの設備運営基準(概要)

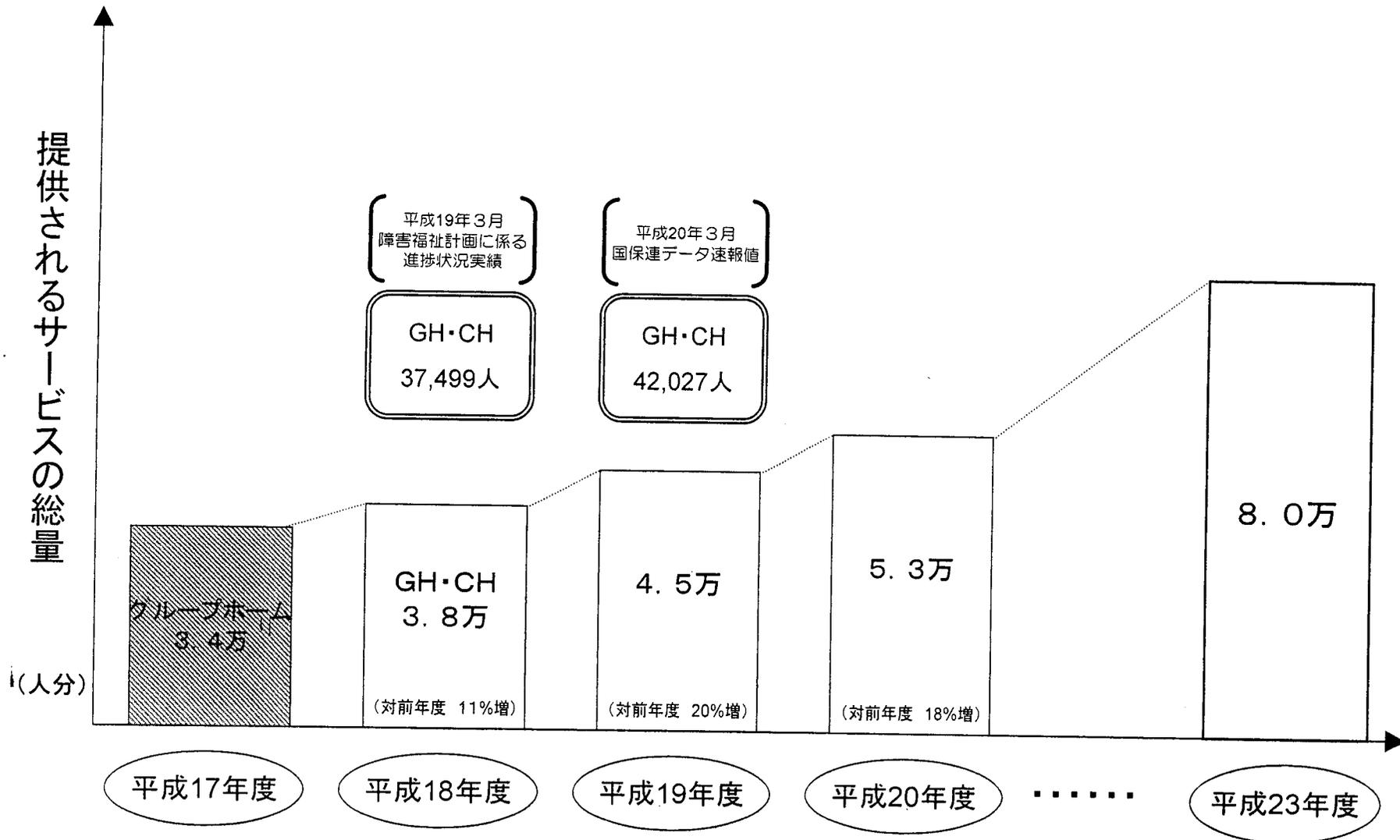
定員規模	5人以上
居室	原則として個室 1人あたり9.9㎡以上
設備	居室、浴室、便所、管理人室、共用室
職員配置	管理人
国庫補助	統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行っていない。

## 福祉ホームの設置数

380カ所 (平成18年 社会福祉施設等調査報告)

(身体障害者:71カ所、知的障害者:68カ所、精神障害者:241カ所)

# 障害福祉サービス見込量の推移（居住系サービス）



# 居住系サービスの実態等

（単位：人）

グループホーム・ケアホーム・入所施設の利用者（人数）入所者数の障害種別内訳

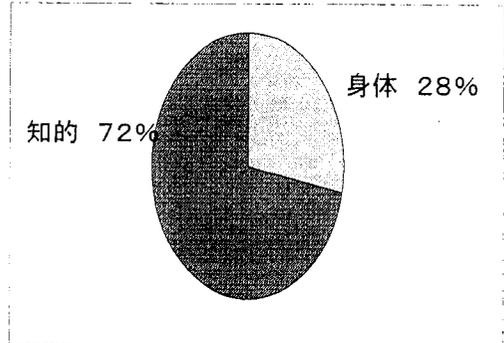
※平成20年6月 国保連データ速報値より

主な障害による分類（「旧入所施設」については、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設及び旧知的障害者通勤寮を計上）

（単位：人） 〈参考〉

	グループホーム	ケアホーム	施設入所支援	計	旧入所施設
身体障害者	248 (+20)	1,190 (+124)	10,127 (+3,711)	11,565 (+3,855)	32,878 (-3,915)
知的障害者	10,280 (+435)	21,534 (+2,076)	15,922 (+6,753)	47,736 (+9,264)	83,995 (-7,675)
精神障害者	8,449 (+470)	3,041 (+416)	152 (+31)	11,642 (+917)	64 (+7)
計	18,977 (+925)	25,765 (+2,616)	26,201 (+10,495)	70,943 (+14,036)	116,937 (-11,583)

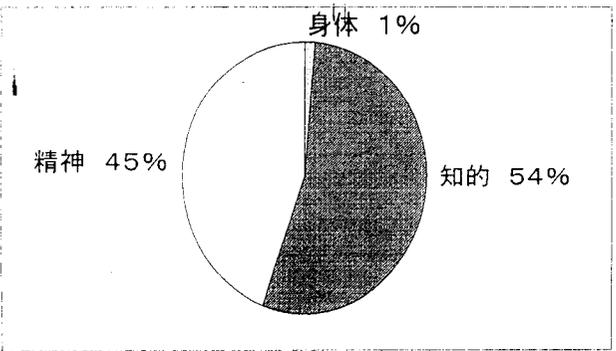
旧入所施設  
(3障害別利用者数比率)



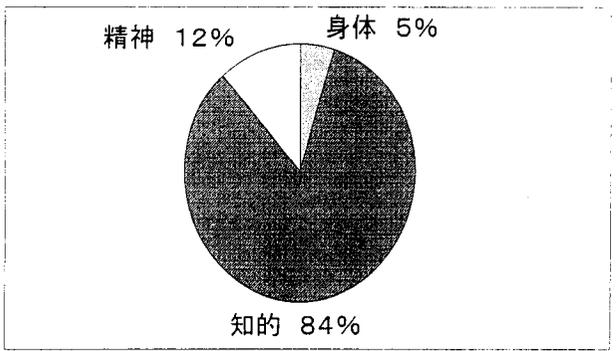
※1 括弧内については、平成20年1月におけるサービス提供量との差

※2 利用者数に障害児は含まない。

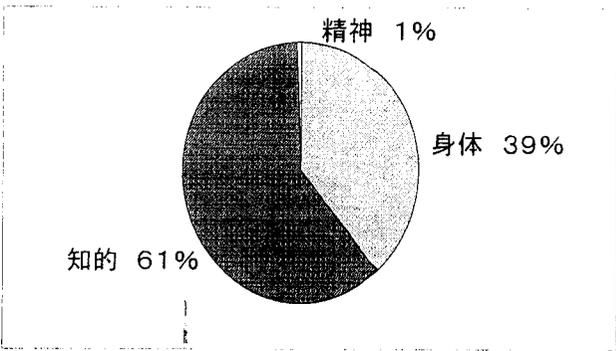
グループホーム  
(3障害別利用者数比率)



ケアホーム  
(3障害別利用者数比率)



施設入所支援  
(3障害別利用者数比率)



# グループホーム・ケアホームの整備推進について

## 1. グループホーム・ケアホームの実施に当たる敷金・礼金の助成

### (1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり133千円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

## 2. グループホーム・ケアホーム整備費の助成

障害者自立支援法の抜本的な見直し  
に向けた緊急措置（平成20年度～）

### (1) 事業内容

ア グループホーム・ケアホームの新設に要する整備費の助成を行う。

イ グループホーム・ケアホームを実施するアパート等においてバリアフリー化等に要する改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

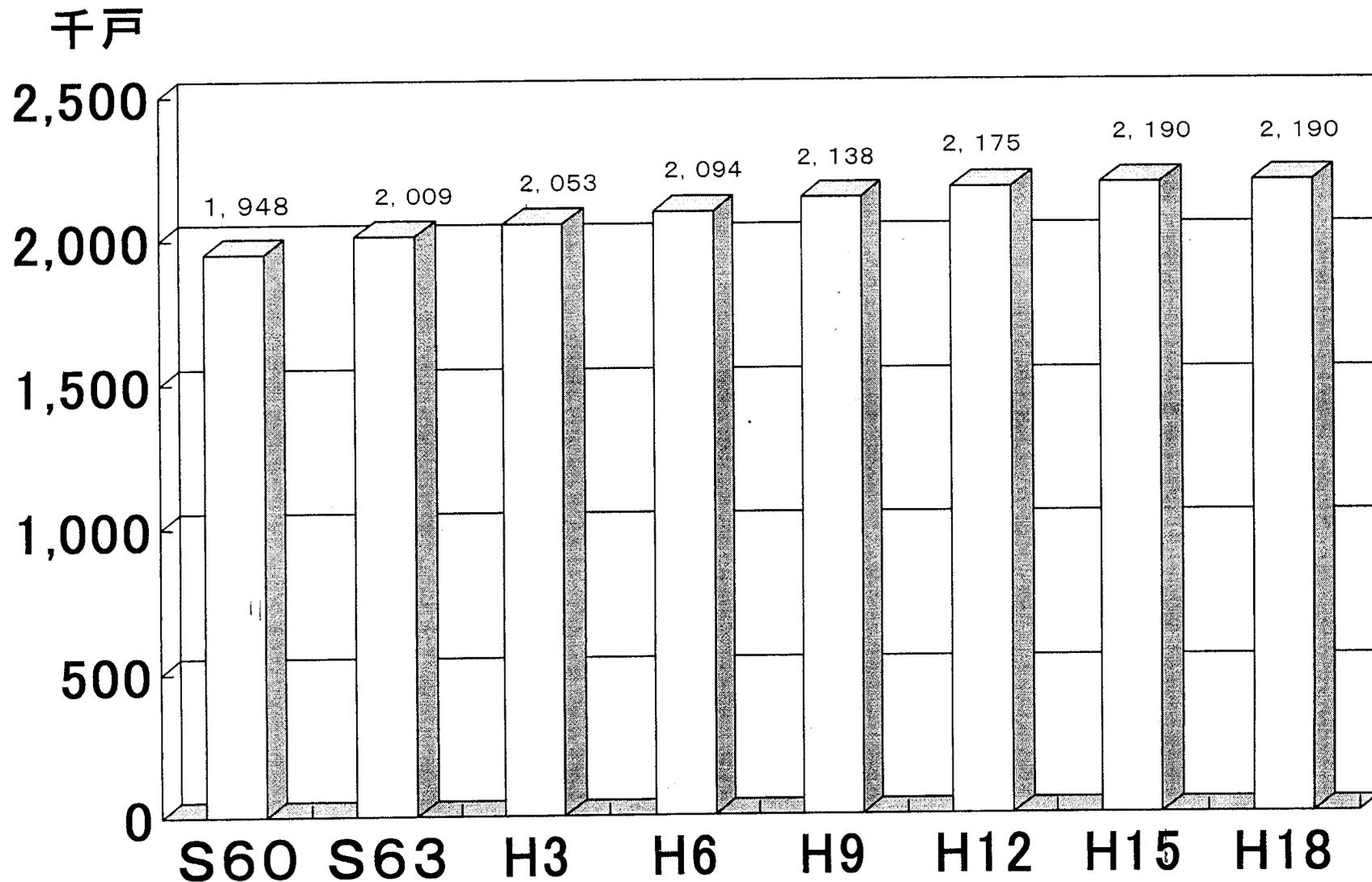
(3) 補助単価 ア 1共同生活住居あたり20,000千円以内

イ 1共同生活住居あたり 6,000千円以内

(4) 補助割合 1/2（都道府県(市) 1/4、法人1/4）

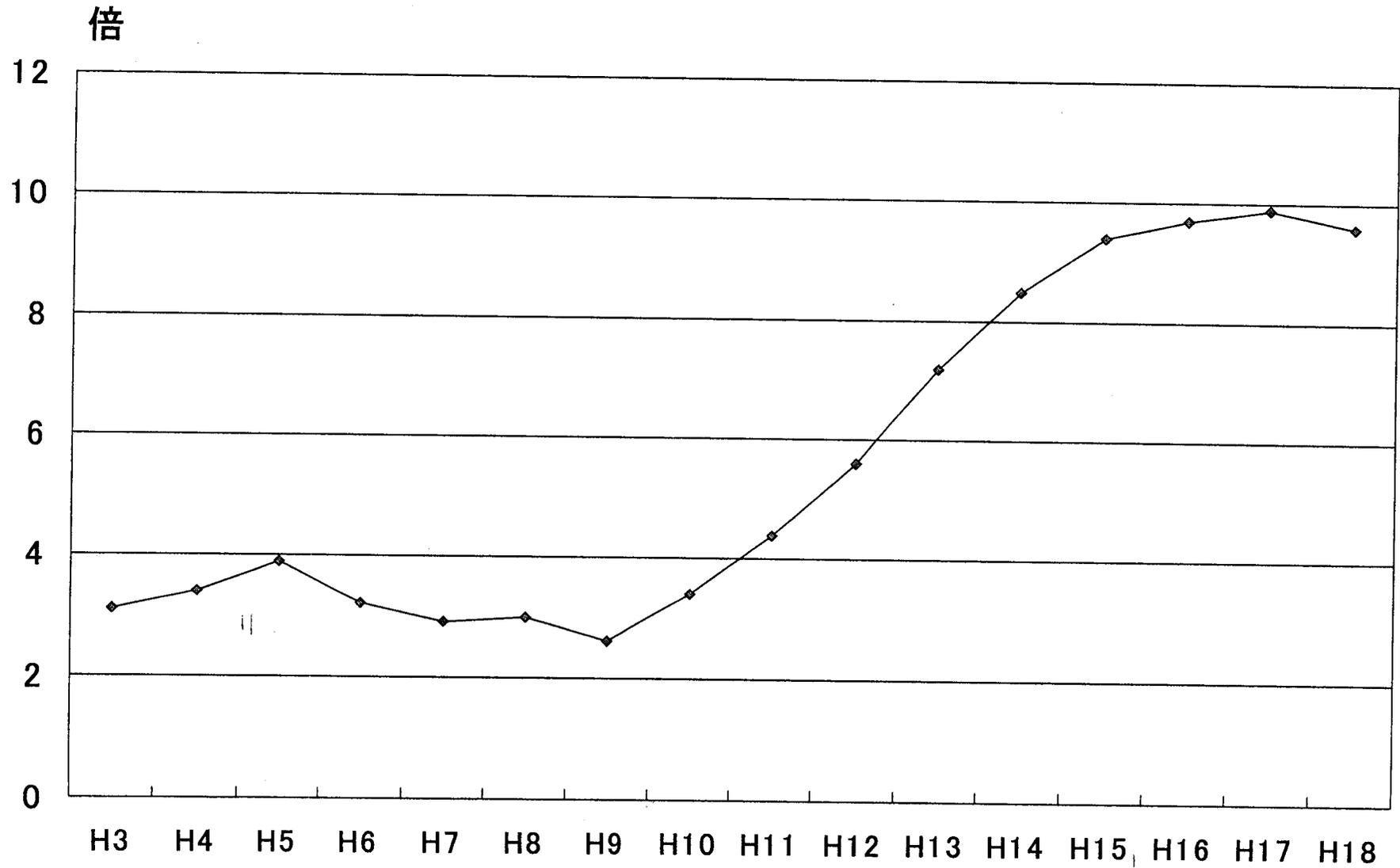
(5) 実施年度 20年度～

# 公営住宅管理戸数の推移



国土交通省資料より

# 公営住宅の応募倍率の推移



国土交通省資料より

## 公営住宅のグループホーム事業等への活用（公営住宅法第45条第1項）

公営住宅においては、知的障害者、精神障害者、地域での自立した生活を営むことが困難とする方策として、平成8年に公営住宅法を改正し、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。

### 対象となる社会福祉事業

#### ①認知症高齢者グループホーム事業

：老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

#### ②知的障害者グループホーム事業、精神障害者グループホーム事業

：障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業（同法に規定する精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。）

#### ③ホームレスの自立支援のための活用

：ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

### 公営住宅を活用することができる主体

#### ①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

#### ②地方公共団体

#### ③医療法人

#### ④民法第34条の規定により設置された法人

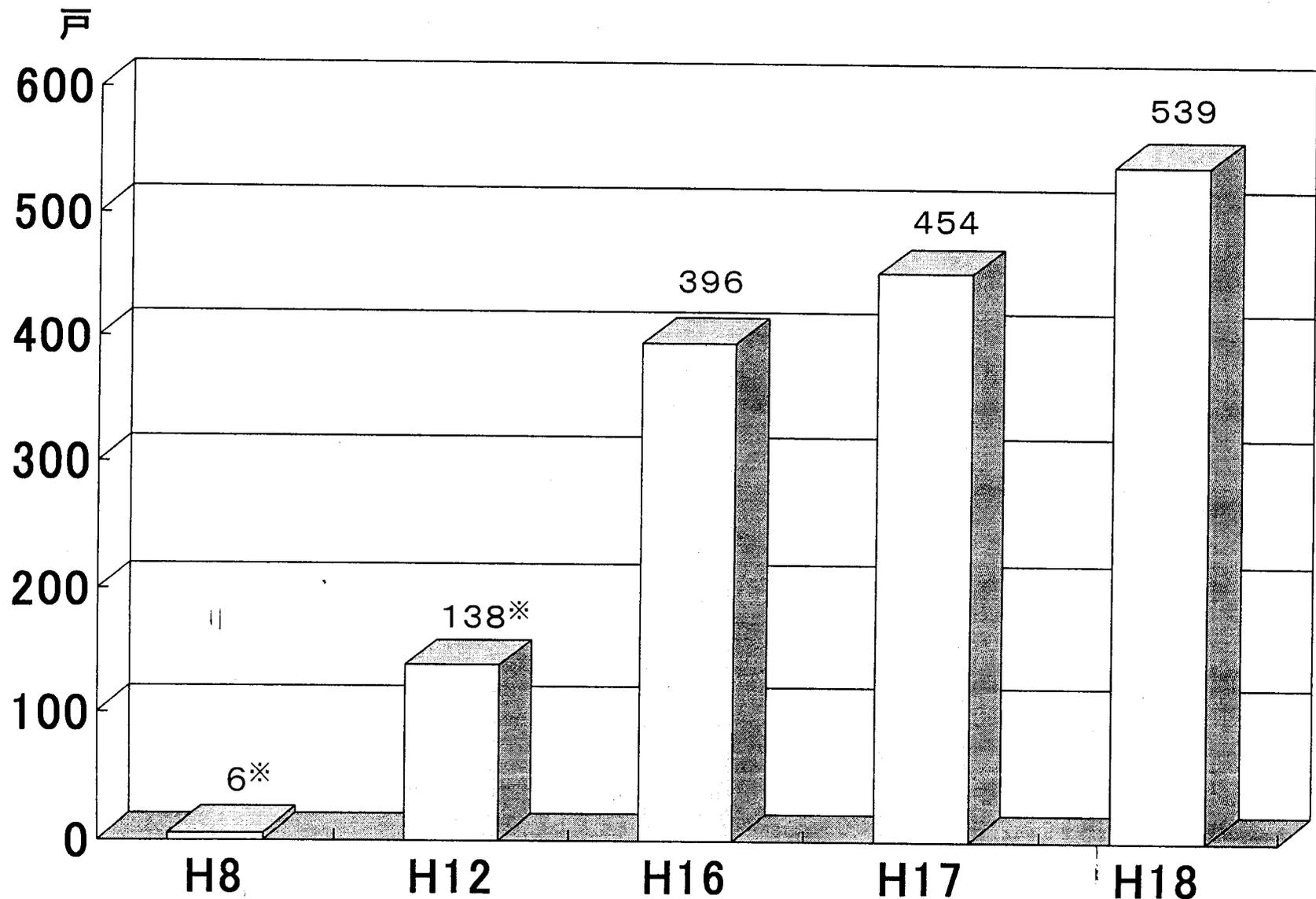
#### ⑤特定非営利活動促進に基づき設置された特定非営利活動法人

⑥介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者で認知症対応型共同生活介護を行うもの又は指定地域密着型介護予防サービス事業者で介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

### 活用実績

平成19年3月31日現在 539戸（参考）平成18年3月31日現在 454戸

# 公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績の推移



※ 平成8年度、12年度については、認知症高齢者グループホーム事業を含む。

国土交通省資料より

# 家賃債務保証制度について

## 【制度の概要】

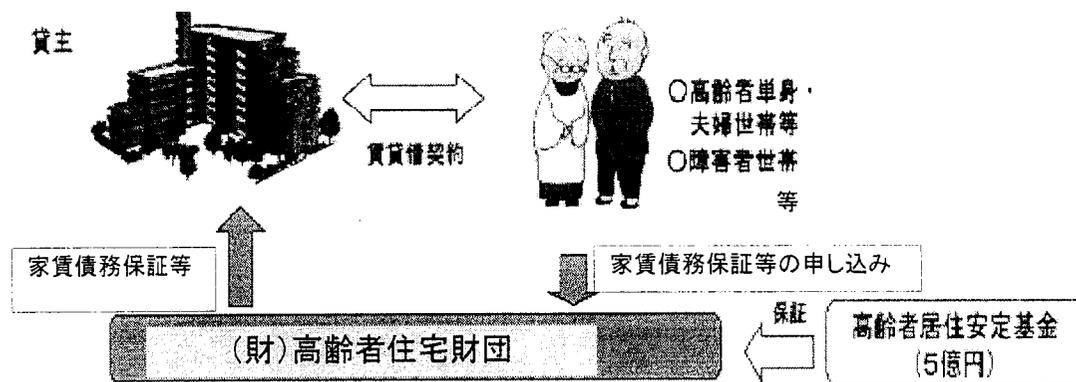
高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅について未払い家賃等の債務保証を(財)高齢者住宅財団が実施し、大家の不安を解消することにより、高齢者等の入居の円滑化を図る。

### (1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯(身体障害者:1~4級、精神障害者:1~2級、知的障害者:精神障害者に準ずる)、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

### (2)家賃債務保証の概要

- ①保証の対象 : 未払い家賃、原状回復費用、訴訟に要する費用
- ②保証限度額 : 【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度  
【原状回復費用・訴訟に要する費用】家賃の9ヶ月分を限度
- ③保証期間 : 2年間(更新可)
- ④保証料 : 月額家賃の35%



### (3)実績(保証引受件数:件)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
当該年度	0	18	63	80	112	104	188
累計	0	18	81	161	273	377	565

### 【平成21年度予算概算要求内容】(国土交通省)

障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、民間賃貸住宅に入居する高齢者等の家賃の債務保証を行う高齢者居住安定基金について、比較的障害の程度が低い障害者についても保証対象とする等の拡充を要求しているところ。

## 課題

### (グループホーム等の整備促進)

- 平成19年度目標4.5万人に対し、20年度3月実績は4.2万人と、利用者は伸びているものの、目標は下回っている。

### (サービスの質の向上)

- グループホーム・ケアホームの人員体制やサービスの質について、夜間の体制を含めて充実を図るべきとの指摘がある。

### (公営住宅の入居促進)

- 低所得者の住宅のセーフティネットにあたる公営住宅については、依然として応募倍率は高い(平成18年度全国平均9.6倍)。一方、公営住宅においては、各自治体において、障害者世帯に対し、倍率優遇や戸数枠の設定などによる優先入居を進めており、障害者の地域移行の受け皿として、より積極的な役割が期待される。

### (公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

- 公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用することも可能であるが、グループホーム・ケアホームとして活用を希望する団地において空家が確保できないことや、自治体における福祉部局と住宅部局との連携が行われていない場合もあるなどの事情により、自治体毎に取り組みに差異が見られる。  
(平成18年度末実績539戸 うち上位5都府県387戸(72%))

### (民間賃貸住宅の入居促進)

- 障害者が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めることも重要な課題となっている。このため、国土交通省においては、障害者世帯等が入居可能な民間賃貸住宅に係る情報を提供する「あんしん賃貸支援事業」制度を進めているが、現時点ではその普及は十分進んでいない。(平成20年度実施都道府県数 12都府県)
- また、一人暮らしの障害者に対し民間賃貸住宅を提供するにあたっては、「保証人がいない」「家賃不払いが心配」などの声がある。

## 検討内容

(グループホーム・ケアホームの整備促進)

- 地域移行を進めていくため、グループホーム・ケアホームの整備について、整備費の助成制度や公営住宅の活用を図りながら、更に進めていくべきではないか。

(グループホーム・ケアホームのサービスの質の向上)

- 夜間支援体制を含めたサービスに必要な人員体制の確保、支援内容の向上など、質の面でも充実を図っていくべきではないか。

(公営住宅の入居促進)

- 公営住宅へのさらなる入居促進策を検討すべきでないか。
  - ・厚生労働省と国土交通省で入居が進んでいる事例の調査研究及びその成果の普及
  - ・民間アパート等の既存資源を公営住宅として借り上げ、不足している住宅の確保 等

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

- 公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用をさらに促進すべきではないか。
  - ・厚生労働省と国土交通省で地方公共団体の住宅部局、福祉部局並びにグループホーム事業者との具体的な連携方策を示したマニュアルの作成
  - ・公営住宅をグループホームとして利用するための改良工事費に対する助成の充実 等

(民間賃貸住宅の入居促進)

- 民間賃貸住宅のさらなる入居促進策を検討すべきではないか。
  - ・『あんしん賃貸支援制度』の普及
  - ・公的家賃債務保証制度の拡充、普及 等